

行田市地域包括支援センター運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメント(対応調整)を行う地域包括支援センターを5カ所設置していますが、センターの適切な事業運営を図る必要があることから、年2回運営協議会を開催し、事業計画および事業報告の検証、評価を行っています。皆さんの意見を反映するため、市民の方々から運営協議会の委員を募集します。

▶**応募資格** 本市に住所を有し、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、すでに本市の審議会の委員になっている方は応募できません。

▶**募集人数**

- 介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方) …1人
- 介護保険の第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方) …1人

▶**任期** 2年間

▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号、応募理由を記入した書類(様式自由)を12月26日(月)(必着)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課

▶**選考方法** 抽選により決定します。

▶**問い合わせ** 同課地域包括ケアグループ(内線338)

要介護認定者の障害者控除認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、65歳以上の要介護認定者で、これらの手帳の交付を受けていない方でも、市が発行する「障害者控除認定書」により、控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、申請が必要になりますので、お早めにご申請ください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶**対象** 65歳以上の要介護認定(要介護1～5)を受けており、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▶**必要書類** 介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

▶**問い合わせ** 高齢者福祉課介護保険グループ(内線269)

特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

特別障害者手当

▶**支給額** 月額27,300円

▶**対象** 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活において常時特別な介護が必要な状態の方
※施設に入所中の方や継続して3カ月を超えて入院している方は受けられません。

障害児福祉手当

▶**支給額** 月額14,850円

▶**対象** 20歳未満で、障害や疾病などにより、日常生活において常時介護が必要な状態の方
※施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は受けられません。

▶**その他**

- 申請を受け付けた月の翌月分から支給の対象になります。なお、原則として専用の診断書により、「常時(特別な)介護が必要な状態」に該当するかどうかの審査がありますので、申請しても対象外になる場合があります。
- いずれの手当にも所得制限があります。

▶**問い合わせ** 福祉課障がい福祉グループ(内線266)

戦没者などのご遺族の皆さんへ 第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています

戦没者などのご遺族に対する第十一回特別弔慰金の受け付けが令和5年3月31日で終了します。請求期限を過ぎると特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、まだ請求されていない方は、お早めに請求してください。

▶**対象** 令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方(戦没者などの妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位の一人に支給

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- ②子
- ③生計関係のあった(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ④③以外の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ⑤①～④以外の三親等内親族で一年以上生計関係のあった方

▶**支給内容** 額面25万円の記名国債(5年償還)

▶**申し込み・問い合わせ** 福祉課地域福祉グループ(内線285)

12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は、障がい福祉への関心と理解を深め、障がいのある方が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現することを目的に制定されました。

障がいのある人もない人も、共に支え合う共生社会を実現していくためには、一人一人が障がいについて正しく理解することが大切です。



【障害者差別解消法】をご存じですか

この法律は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。国の行政機関・地方公共団体などや民間事業者に対し、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

○「不当な差別的取り扱い」の禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を「不当な差別的取り扱い」といいます。

(例)

- 「障がい者は契約できない」などと言って対応しない。
- 障がい者本人を無視して介助者などにだけ説明する。

○「合理的配慮」の提供

社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度など(社会的障壁)があります。この社会的障壁を取り除くために配慮を求められたときは、大きな負担のない範囲で、必要な配慮(合理的配慮)の提供をするよう心掛けましょう。

(例)

- 障がいの状況に合わせて、意思を伝え合うために絵や写真のカードを使う。
- 書類を読み上げて説明したり、筆談などで対応したりする。
- 車いすで段差を上るため、従業員が手伝ったり、段差のないルートを案内したりする。

なお、この法律の一部が改正(令和3年6月4日公布)され、政令で定める日から施行となります。これにより事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が、現行の努力から義務へと改められます。

福祉的就労で作った食品などを販売しています

福祉的就労とは、障がいのある人が障がい福祉サービス事業所でパンやクッキーなどの食品、雑貨などの製品を作ったり、清掃、除草や軽作業などに従事したりすることです。障がいのある人の自立を支援するとともに、社会参加の促進につながっています。

市役所本庁舎ロビー(各種障がい福祉サービス事業所など)や「みらい」内(福祉の店「きゃんぱす」)でも販売を行っています。

※販売スケジュールなど詳細は福祉課へ問い合わせてください。

援助が必要な方のための「ヘルプマーク」

ヘルプマークは、外見から分からなくても支援や配慮を必要としていることを周りの人に知らせるためのものです。義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の人など援助が必要な人が持っています。ヘルプマークを身につけている方を見かけたときやヘルプマークを提示されたときには、「何かお困りですか」と声をかける、手を差し伸べるなどの支援をお願いします。

ヘルプマークが必要な方は、福祉課へご相談ください。



▶**問い合わせ** 同課障がい福祉グループ(内線266)